

国港総第713号  
令和4年3月18日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長  
(公印省略)

「工事請負標準契約書の制定について」等の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）について、令和4年3月14日の中央建設業審議会において契約手続きの電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）による取扱いを可能とする改正が決定され、その実施について、同月14日付けで国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告されたところである。

これを踏まえ、直轄工事及び建設コンサルタント業務等において契約手続きの電子化を推進するため、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）、「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）、「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日付け国港総第577号）の一部を改正し、令和4年4月1日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負標準契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (A) (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第6項</u>において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>[注] (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとする。</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証券を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。<u>第2項及び前項</u>の規定は、この場合について準用する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 受注者は、請負代金額が著しく増額された</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (A) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第5項</u>において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>[注] (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとする。</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証券を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。<u>前項</u>の規定は、この場合について準用する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 受注者は、請負代金額が著しく増額された</p>

場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 54 条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。  
(保証契約の変更)

場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 54 条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10 分の 6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。  
(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金[及び中間前払金]の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第63条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金[及び中間前払金]の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第63条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(設計・測量・調査等業務標準契約書の制定についての一部改正)

2 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号)の一部を次のように改正する。

別冊設計・測量・調査等業務標準契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 発注者は、受注者が<u>第5項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額に</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第4項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 発注者は、受注者が<u>第4項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額に</p>

つき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第 3 6 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第 5 7 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

つき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第 3 6 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第 5 7 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(発注者支援業務標準契約書の制定についての一部改正)

3 「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務標準契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第60条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第60条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>

## 附 則

本通達は、令和4年4月1日以降から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。